

「監査役職務確認書」による監査実務実施状況アンケート結果まとめ

I. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目

		監査計画		監査役へ報告	監査補助人	
		作成	代取意見交換・取締役会説明	定期的	必要検討	配置求め
A	大会社上場	2	2	2	1	0
B	大会社非上場	1	1	2	1	0
C1	中小会社上場（含む準備）	5	3	5	1	0
C2	中小会社非上場	3	3	4	4	1
合計		11	9	13	7	1
今回比率		84.6%	69.2%	100.0%	53.8%	8.3%
前回比率		77.8%	50.0%	100.0%	25.0%	14.3%

- ・ 監査計画は大会社中小会社とも上場カテゴリーは全て作成に対して代取・取締役会での説明は大会社上場以外は一部やっていない。
- ・ 監査役への定期的報告は全てのカテゴリーで全社実施。
- ・ 監査補助人は中小会社非上場以外は検討も一部会社のみで配置請求はゼロに対して中小会社非上場では全社検討し1社は配置請求。

II. 業務監査に関する項目（1～2）

		取締役会出席		取締役会監査	
		出席	議事録確認 記名捺印	適切な意思 決定確認	代取への監督義務履行
A	大会社上場	2	2	2	2
B	大会社非上場	2	1	2	1
C1	中小会社上場（含む準備）	5	4	5	5
C2	中小会社非上場	3	2	4	4
合計		12	9	13	12
今回比率		92.3%	69.2%	100.0%	92.3%
前回比率		90.0%	70.0%	88.9%	66.7%

- ・ 取締役会への出席は全社実施だが中小会社非上場1社がやや不十分との回答。議事録確認・記名捺印は非上場では大中小とも半分実施。
- ・ 取締役会への監査は適切な意思決定の確認は100%だが、代取への監督義務履行の確認は行っているが大会社非上場1社はやや不十分。

II.業務監査に関する項目（５）

		内部統制監査				
		決議内容・ 運用相当性 の確認	必要な都度 見直し	事業報告開 示	内部通報制 度確認	反社との関 係遮断
A	大会社上場	2	2	2	2	2
B	大会社非上場	2	1	2	1	2
C1	中小会社上場（含む準備）	3	3	2	4	3
C2	中小会社非上場	1	1	1	1	3
	合計	8	7	7	8	10
今回比率		72.7%	63.6%	63.6%	66.7%	76.9%
前回比率		71.4%	57.1%	57.1%	44.4%	55.6%

- ・内部統制の取締役会決議・運用状況の確認は決議義務のある大会社以外でも中小会社上場では４社中３社、非上場でも１社実施。
ただ必要な都度の見直し及び事業報告への適切開示は不十分との会社は１社ずつあり。
- ・内部通報制度は大会社は設置済み（１社は運用面課題あり）中小会社上場は１社除き設置済みに対し、中小会社非上場は未設置が多い。
- ・反社との関係遮断については、やや不十分会社はあるものの実態ベースでほとんどの会社で対応済である。

II.業務監査に関する項目（７、８、９）

		代取との 定期的会 合	往査実務		不祥事発生対応	
			ヒアリング 書類閲覧	棚卸立会で の実在性確 認	兆候感知の ための意見 交換	不祥事発生 での対応
A	大会社上場	2	2	2	2	0
B	大会社非上場	1	2	2	2	1
C 1	中小会社上場（含む準備）	4	3	3	3	0
C2	中小会社非上場	3	4	2	1	0
	合計	10	11	9	8	1
今回比率		76.9%	84.6%	69.2%	100.0%	100.0%
前回比率		70.0%	77.8%	77.8%	83.3%	100.0%

- ・代取と定期的会合は、不十分な会社２社を含めると大会社非上場カテゴリ１社以外は実施。
- ・往査については、ヒアリング・重要書類閲覧は不十分な先２社を含めると全社実施、立会等実在性確認は不十分な先３社を含めると１社以外は実施。
- ・不祥事発生対応に関しては、兆候感知の意見交換は意見交換先の会計監査人か内部監査部門のどちらかがある先は全て実施、不祥事の実際対応はこうした事例のあった１社のみ。。

II.業務監査に関する項目（１０，１１）

		企業集団監査		内部監査部門との連携	
		事業報告・決算書類閲覧	子会社で確認書活用	内部監査部門による是正措置の審議・実施	内部監査部門監査に立会
A	大会社上場	2	1	1	2
B	大会社非上場	2	0	0	1
C1	中小会社上場（含む準備）	3	1	2	2
C2	中小会社非上場	4	0	1	0
	合計	11	2	4	5
今回比率		100.0%	22.2%	50.0%	71.4%
前回比率		75.0%	12.5%	66.7%	60.0%

- ・子会社の事業報告・決算書類閲覧は子会社保有先すべてで実施、子会社での確認書活用は２社。
- ・内部監査部門との連携は、内部監査部門設置会社において改善などの審議・実施モニタリングは５割の実施、また同部門の監査立会は７割で行われている。

IV監査報告に関する項目及びその他項目

		監査報告			監査役選任議案		監査役報酬の監査役協議で決定	社外取締役との協議
		期末監査調査作成	監査報告作成	総会議案調査	同意手続整備	同意適切対応		
A	大会社上場	1	2	2	2	1	2	2
B	大会社非上場	1	2	2	2	0	2	2
C1	中小会社上場（含む準備）	2	5	5	5	3	4	3
C2	中小会社非上場	2	4	4	2	2	0	0
	合計	6	13	13	11	6	8	7
今回比率		46.2%	100.0%	100.0%	84.6%	100.0%	61.5%	77.8%
前回比率		66.7%	79.0%	100.0%	75.0%	100.0%	62.5%	80.0%

- ・監査報告での、期末監査調査の作成は会社各カテゴリとも５割程度であり、監査報告書作成及び総会議案調査は100%。
（当初監査報告作成を厳密な期末監査調査ベースの作成と考えていた会社があった。）
- ・監査役選任議案については、手続整備が中小会社非上場カテゴリの半分で行われていない。
また当該期に選任があった会社は６社ですべて適切に行われた。
- ・監査役報酬の決定の監査役協議は大会社では100%実施に対し、中小会社では上場では５社中４社実施、非上場ではゼロ。
- ・社外取締役との協議は社外取締役設置会社９社中７社で適切に実施され、残りの２社でも不十分ながら実施。

前回アンケート結果との比較

- ・今回の上記アンケート項目３０について、前回より改善した項目が１９と６４％と大きなウェートとなった。
- ・特に、Ⅱ業務監査に関する事項について、前回よりも改善している項目が多かったのは、業務監査の重要性について非上場会メンバー間での意見交換と意識共有があった効果かと思われる。